

## 別表1 (こまがね創業サポート窓口事業) 【拡充】

市町村が実施する創業支援等事業(駒ヶ根市)

創業支援等事業の目標
<p>(目標数) 創業支援対象者数: 30件 創業者数: 12件</p> <p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成26年度から駒ヶ根市役所と駒ヶ根商工会議所にワンストップ相談窓口「こまがね創業サポート窓口」を設置し、これまでの間、相談者一人一人の相談内容や創業準備段階に応じて、各支援機関と連携しながら創業支援を行ってきた。「こまがね創業サポート窓口」の相談件数は、平成30年度19件、令和元年度25件、令和2年度21件、令和3年度18件、令和4年度20件であった。計画期間の半分以上がコロナ禍となったため、今後も引き続き年間30件の相談件数を目標として取り組む。</li><li>ワンストップ窓口相談の支援を受けて創業した方は、平成30年度10件、令和元年度14件、令和2年度7件、令和3年度7件、令和4年度5件であった。</li><li>創業支援対象者数のうち創業者数の割合は、平成30年度53%、令和元年度56%、令和2年度33%、令和3年度39%、令和4年度5件25%であった。過去5年間で平均41%となっているため、今後も引き続き年間相談件数の40%(12件)の創業実現を目標として取り組む。</li></ul>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;こまがね創業サポート窓口&gt;の設置【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>駒ヶ根市役所と駒ヶ根商工会議所に創業者が気軽に相談できるワンストップ相談窓口「こまがね創業サポート窓口」を設置する。相談体制は6名(市役所2名・商工会議所4名)とし、起業・経営・財務・マーケティング等の経営全般に関する様々な悩みに対して、市の担当職員及び商工会議所の経営指導員が随時無料で相談を聞き、内容に応じて対応方法をアドバイスし、創業前から創業後まで一貫したサポートを実施する。</li><li>相談内容により、各種補助制度や空き店舗、金融機関等の専門支援機関を紹介する。より専門的な相談には、(公財)長野県産業振興機構の専門家派遣制度等を活用し、より深いアドバイスで実践的な問題解決を図る。</li><li>地域おこし協力隊による空き店舗・空き家の掘り起こしを進めるとともに、不動産業者等で作る信州駒ヶ根暮らし推進協議会(事務局:駒ヶ根市企画振興課)や、駒ヶ根市企画振興課で行う空き家バンク制度との連携や情報共有を強化し、創業希望者に速やかに空き店舗・空き家の情報を提供できるようにする。</li><li>市内金融機関から創業に関する情報(創業前から創業後までの情報)を幅広く提供してもらい、情報の一元化を図る。</li><li>創業者が制度融資を利用する場合、市が保証料補助を行うことで創業者の負担軽減を図る。また事業計画の作成は、商工会議所の経営指導員がマンツーマンで作成を支援する。</li><li>従来は市内在住の方を中心に対象者としてきたが、市外在住者への創業支援を強化する。移住希望者や当市のテレワークセンター活用者に向けて「こまがね創業サポート窓口」の案内を行い、利用増加を図る。</li><li>本計画に関わる各連携機関の役割は、以下とする。</li></ul> <p>&lt;本計画に関わる各連携機関の役割&gt;</p> <p>【駒ヶ根市】</p> <p>個別相談窓口での経営・財務・マーケティング等の経営全般に関する相談対応、各種補助制度や空き店舗等の紹介、専門支援機関への繋ぎ、創業支援施策全体のマネジメント、証明書発行業務、制度融資の斡旋、各創業支援機関における創業支援事業の進捗管理、創業情報の把握・一元</p>

化、広報活動、信州駒ヶ根暮らし推進協議会での移住者への創業窓口案内、テレワークセンター活用者への創業窓口案内、創業事例の共有とPR等

#### 【駒ヶ根商工会議所】

個別相談窓口での経営・相談・財務・マーケティング等の経営全般に関する相談対応、各種補助制度や空き店舗等の紹介、専門支援機関への繋ぎ、企業間マッチングによる販路開拓支援、事業計画作成支援、広報活動等

#### 【㈱八十二長野銀行駒ヶ根支店・長野県信用組合駒ヶ根支店・アルプス中央信用金庫赤穂営業部/赤穂東支店/南支店】

資金繰りに関する相談対応、円滑な金融融資の実行支援、企業間マッチングによる販路開拓支援、創業相談情報の提供等

<創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

##### 1. ターゲット市場の見つけ方

駒ヶ根商工会議所が市場ニーズを正確に把握し、情報提供を行う。また市内連携金融機関が、金融機関の立場から市場動向を注視し、駒ヶ根商工会議所・駒ヶ根市と情報を共有する。

##### 2. ビジネスモデルの構築の仕方

駒ヶ根商工会議所と市内連携金融機関が顧客ニーズへの対応や採算性等についてのアドバイスを実施する。また、駒ヶ根商工会議所が中心となって「創業相談会」を行う。特に創業の意欲が高いと見込まれる相談者に対しては「継続個別相談支援事業」を行い、採算性のあるビジネスモデルの構築を支援する。市内中心市街地における商店街の空き店舗を活用し創業を行う場合に、駒ヶ根市が改修費および賃料の一部補助を行う。加えて、駒ヶ根市がテレワークセンターを開設することにより、創業希望者と地元産業等との連携機会を創出する。

##### 3. 売れる商品・サービスの作り方

駒ヶ根市と駒ヶ根商工会議所が情報を集約し、事業者連携のためのマッチング支援を行う。また中央アルプスへの観光客が多いという当市の強みを活かし、観光客向けの商品・サービスを提供できるように、観光事業者などとも連携を行う。

##### 4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

適正な価格設定のための市場調査を行う際に、駒ヶ根商工会議所が協力を行う。駒ヶ根市と駒ヶ根商工会議所が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

##### 5. 資金調達

市内連携金融機関が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、駒ヶ根市の制度資金融資を活用することにより低利融資、信用保証料の軽減を行う。また駒ヶ根商工会議所が、申請書類作成の補助など、補助金の申請に対する包括的な支援を行う。

##### 6. 事業計画書の作成

駒ヶ根商工会議所の経営指導員が中心となり、事業計画書の策定について継続的にアドバイスを行う。さらに、市内連携金融機関が、資金調達と併せて事業計画書を確認し、実現に向けての支援を行う。また創業後に関しても事業計画が実現できているかなどの確認を行い、必要に応じて事業の見直しの支援を行う。

##### 7. 許認可、手続き

駒ヶ根市商工観光課と駒ヶ根商工会議所は、創業手続き・許認可についてのアドバイスを行う。また、より詳細な知識を必要とする場合には、税理士、社会保険労務士等を紹介し、税務、労務管理、起業手続きアドバイスを行ってもらう。

##### 8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

駒ヶ根商工会議所と駒ヶ根市が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。また事業展開にあたり資金調達が必要な場合には、市内連携金融機関と協力し、早期に情報共有を行う。

<特定創業支援等事業計画について>

- ・「こまがね創業サポート窓口（別表1）」と「創業相談会（別表2-2）」で支援した創業者のうち、特に創業意欲が高いと見込まれる者に対し、駒ヶ根商工会議所の経営指導員が相談者のレベルに応じたマンツーマン指導を行い、集中的に継続個別相談支援を実施する。
- ・この指導の中で、経営・財務・人材育成・販路開拓の全ての知識を習得させる。この事業を継続個別相談支援事業（別紙2-2）とし、1ヶ月以上にわたり4回以上経営指導を受けた者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、駒ヶ根市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について（創業支援機関との連携を含む）>

- ・本創業支援等事業計画において支援を行った対象者の情報については、対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、駒ヶ根商工会議所において創業カルテ（名簿）を作成するとともに、駒ヶ根市と共有し、全体の進捗状況を駒ヶ根市が把握・サポートしていく。創業支援対象者や創業者に対する聞き取り調査等により、随時適切な機関へ誘導して支援していく。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援等対象者に対しては、その後の創業の有無や事業実績等を創業事業所への訪問、電話等にて確認する。
- ・創業後についても、駒ヶ根商工会議所や市内連携金融機関と協力し、定期的にフォローアップを行った上で適切な支援を行う。また創業事例については、駒ヶ根市の広報誌やホームページへの掲載を行うなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

（2）創業支援等事業の実施方法

- ・事業計画全体を通じて、駒ヶ根市と駒ヶ根商工会議所が連携を図り、さらに市内金融機関との連携を強化することにより、駒ヶ根市・駒ヶ根商工会議所・市内連携金融機関のどこに相談が来ても情報を把握し、創業前から創業後まで一貫したサポートができる体制を構築する。
- ・市内連携金融機関からは、毎月創業に関する情報（創業前から創業後までの情報）を提供してもらう。提供してもらった情報等は、駒ヶ根商工会議所の担当者に逐次情報提供する。
- ・創業者が制度融資を利用する場合、駒ヶ根商工会議所の経営指導員の意見書を必ず添付してもらい、指導内容や創業における留意事項等を駒ヶ根市でも把握し、創業後の各機関が連携してサポートできる形をつくる。
- ・個人情報の取扱いは、個人情報保護法に基づき、適正な管理を行う。

計画期間

平成26年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和6年4月1日～令和11年3月31日

**別表 2-1 (創業相談会) 【既存】**

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第25項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称：駒ヶ根商工会議所 (2) 住所：長野県駒ヶ根市上穂栄町3-1 (3) 代表者の氏名：会頭 春日俊也 (4) 連絡先：TEL:0265-82-4168、FAX:0265-83-4168、担当者：滝澤敏明・梶田審
創業支援等事業の目標
(目標数) 創業支援対象者数：10件 創業者数：3件  (目標の根拠) ・「創業相談会」の相談件数は、平成30年度から令和4年度まで0件であった。駒ヶ根商工会議所が近隣市町村と取り組んでいる南信エリア広域連携事業の創業セミナーの開催と活用により、年間10件の相談件数を目標とする。 ・創業者数については、引き続き年間相談件数の30% (3件) の創業実現を目標として取り組む。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容  <b>&lt;「創業相談会」の開催&gt; 【既存】</b> ・一般市民に限らずIターン創業者など幅広い方を対象に、毎月無料で創業相談会を開催し、創業に必要な手続きや新規開業のための融資制度、経営全般に関する様々な悩みに対して、商工会議所の経営指導員がマンツーマンで相談対応を実施する。 ・相談内容に応じて、経営革新等認定支援機関である市内金融機関や長野県信用保証協会等の専門支援機関の職員をアドバイザーとして招き、相談対応していく。必要に応じて、過去に創業し事業の立ち上げに成功した事業者を招き、その体験談等について話をしてもらうことで創業意識を醸成していく。  (2) 創業支援等事業の実施方法 ・毎月1回、駒ヶ根商工会議所の会議室で開催することとし、長野県信用保証協会の定例相談に合わせて実施する。また、相談内容に応じて市内金融機関や信用保証協会等の専門支援機関と連携し、相談対応していく。 ・近隣2市 (伊那市・飯田市) の商工会議所と駒ヶ根商工会議所が取り組んでいる南信地域創業セミナーにより地域の創業意欲を高めるとともに、参加者へ「こまがね創業サポート窓口」や「創業相談会」の案内を行うことで、各事業の参加者の増加を目指す。 ・駒ヶ根市は、会場準備やPR (市報・HP等) 等の事務手続きを駒ヶ根商工会議所と連携して行う。 ・会場には駒ヶ根商工会議所の経営指導員が常駐し、随時対応できる体制をとる。 ・事業成果のフォローアップは参加者名簿を作成し、相談件数を把握するとともに駒ヶ根市や市内金融機関と連携を図り、定期的に電話や訪問等を実施することで、その後の進捗状況について確認を行う。 ・個人情報の取扱いは、個人情報保護法に基づき、適正な管理を行う。
計画期間
平成26年4月1日～令和11年3月31日 変更箇所については令和6年4月1日～令和11年3月31日

**別表 2-2 (継続個別相談支援事業) 【既存・特定創業支援等事業】**

市区町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 2 5 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称：駒ヶ根商工会議所 (2) 住所：長野県駒ヶ根市上穂栄町 3-1 (3) 代表者の氏名：会頭 春日俊也 (4) 連絡先：TEL:0265-82-4168、FAX:0265-83-4168、担当者：滝澤敏明・梶田審
創業支援等事業の目標
(目標数) 創業支援対象者数：10 件 創業者数：8 件  (目標の根拠) ・「継続個別相談支援事業」の実施件数は、平成 30 年度 7 件、令和元年度 4 件、令和 2 年度 0 件、令和 3 年度 2 件、令和 4 年度 3 件であった。計画期間の半分以上がコロナ禍となったため、今後も引き続き年間 10 件の相談件数を目標として取り組む。 ・「継続個別相談支援事業」の支援を受けて創業した方は、平成 30 年度 4 件、令和元年度 3 件、令和 2 年度 0 件、令和 3 年度 1 件、令和 4 年度 2 件であった。 ・創業支援対象者数のうち創業者数の割合は、平成 30 年度 57%、令和元年度 75%、令和 2 年度は該当なし、令和 3 年度 50%、令和 4 年度 67%であった。過去 5 年間で平均 50%となっているため、引き続きこれを上回る 80% (8 件) の創業実現を目標として取り組む。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容  <「継続個別相談支援事業」の実施>【既存・特定創業支援等事業】 ・駒ヶ根商工会議所の経営指導員が相談者のレベルに応じて、マンツーマンで 1 ヶ月以上にわたり 4 回以上アドバイスをを行い、経営・財務・人材育成・販路開拓の全ての知識を習得させる。この事業を継続個別相談支援事業として「特定創業支援等事業」とする。また、その後も市や経営革新等認定支援機関である市内金融機関と連携を図り、定期的に事業の進捗状況をフォローし、取り組みが遅れている場合等については、適宜必要な追加的支援を実施していく。  (2) 創業支援等事業の実施方法 ・継続個別相談支援事業を受け、特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名・住所・連絡先・受講内容・受講日等を記載した名簿を作成し、事業終了後、駒ヶ根商工会議所は直ちに駒ヶ根市へ提出する。 ・創業サポート窓口との連携を密にし、駒ヶ根市で把握している情報や市内金融機関から提供された情報等を活用することで、より効果的なアドバイスを実施していく。 ・駒ヶ根市は、駒ヶ根商工会議所と連携して PR (市報・HP 等) 等を行い、アドバイス内容についても適切な助言をしていく。必要に応じて、進捗を確認する会議を開催する。 ・名簿等の書類は、駒ヶ根市と駒ヶ根商工会議所の両方で保管する。 ・事業成果のフォローアップは、駒ヶ根市や市内金融機関と連携を図り、定期的に電話や訪問等を実施することで、その後の進捗状況について確認を行う。事業が継続し更に発展していけるように財務状況や販路開拓の状況等についてヒアリングを行い、適切なアドバイスを行う。 ・個人情報の取扱いは、個人情報保護法に基づき、適正な管理を行う。
計画期間
平成 26 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 変更箇所については令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第 12 回認定日以降の申請が対象となる。